

Title	本邦中世に於ける『詩』学の動向
Sub Title	
Author	住吉, 朋彦(Sumiyoshi, Tomohiko)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	1994
Jtitle	三田國文 No.20 (1994. 6) ,p.22- 35
JaLC DOI	10.14991/002.19940600-0022
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-19940600-0022

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

本邦中世に於ける『詩』学の動向

住吉 朋彦

『詩』には、孔子或はその継承者によつて聖典として刪定され、爾來学究の対象として種々の解釈が与えられてきた経過がある。唐土に於ては元四家によつてその経文が伝えられたと云う。即ち、韓、魯、齊の三家と所謂「毛詩」がそれである。このうち漢の毛亨、毛萇が伝えた「毛詩」が他を圧して通行し、故に「毛詩」の称を以て『五經』の一に数える。『毛詩』は経文の他に子夏の撰（即ち孔子直伝）と伝える「詩序」と、毛亨撰「毛詩詁訓伝」（所謂「毛伝」、以下この略称を用いる）の注を伴う。更に漢唐間諸家の注釈の中から鄭玄撰「毛詩鄭箋」（所謂「鄭箋」、以下この略称を用いる）を注として、孔穎達撰「毛詩正義」を毛鄭両注に対する疏として併せ読み解くのが一般的な解釈法として認められる鄭勢となった。つまり、一經文に対して「詩序」「毛伝」「鄭箋」を具え、これらを整合的に読み解くことが「正義」以下後学の課題として遺ると云う、複雑な様相を呈するに至った。しかも「毛伝」と「鄭箋」はその説く所必ずしも一致を見ず、「正義」に於てさえ両注の吻合を示し得ず、解釈の統一を放擲してしまふ箇所が間々見受けられ

る。この唐代迄の煩瑣な学況に対して、宋代に入ると歐陽修によつて『毛伝』『鄭箋』への盲従が廃され、更に蘇轍等によつて「詩序」そのものに疑いを向ける『詩』觀が浮上し、鄭樵は「詩弁妄」を著して「詩序」全体を退け、これを受けた朱熹は「詩序」を採らない立場から『詩序弁説』を著し、その説に沿つて注釈書『詩集伝』を著した。同注は、その訓詁に就て見れば多く毛鄭のそれに依拠するものの一応はこれらをも絶対視せず、各詩篇成立の由縁を経文の解釈から独自に導き出し、以て「詩序」に替える方法を探つたのである。以降は朱子学の盛行に伴つて経文と朱注を以てする解釈法が有力となり、唐代以前の旧注に対して新註と呼称し、並び行われる情勢となった。

唐土に於ける学説の変動は本邦に於ける『詩』享受の様相にもその痕跡を止めている。本稿では主に中世期の新註享受の動向を追つて一条兼良の『詩』享受に説き及び、その位置を測らうと試みるものである。

『詩』は、早く古代学制中にその書名が見える。即ち『令』¹「学令」に

凡教授正業、周易、鄭玄・王弼注、（注略）尚書、孔安國・鄭玄注、三禮・毛詩、鄭玄注、左傳、服虔・杜預注、孝經、孔安國・鄭玄注、論語、鄭玄・何晏注。（句読点訓点稿者、以下同じ）

とあり、毛伝の『詩』に鄭注を併せ読む形が既に行われていたものと知られる。又『日本国見在書目録』は「詩家」部に

韓詩外傳十卷韓嬰、毛詩廿卷漢河間大儒毛萇、釋注毛詩廿卷、周詩

十卷陳轅、毛詩譜序一卷鄭玄、毛詩序略議一卷、毛詩周南邵南篇決一卷、毛詩義疏十四卷周南、毛詩義疏二卷、毛詩

草木魚蟲疏二卷許慎、毛詩正義四十卷孔穎達、毛詩述議卅卷劉焯、毛詩不忘記六卷、毛詩私記十卷、毛詩音義一卷孫愬。

（私に音仮名を略した。右肩に*を付した書名は『隋書』「経籍志」にも見ゆ）

計十五種の『詩』注を著録している。その殆どが六朝以前の注釈と見られるが、『毛詩正義』や陸善経注と云った、唐代の注釈書も既に將來されていと知られる。『見在書目録』中に見える典籍のうち、今日亡佚して伝わらないものも多く実情は必ずしも明らかではないが、十三種迄が「毛詩」を冠称し、ここでもその優位は明らかに示されている。六朝の諸注が多く將來されていたことは注目に値するものの、孰れも『毛伝』の枠組を出ない注釈と思し、この『見在書目録』の著録は蓋し当代の学況を反映するものであろう。

藤原頼長は久安元年（一一四五）から同四年にかけて『毛詩』

二十巻を数度読み返したと『台記』に記しており、これも『毛伝』に拠るといふ意味では『学令』や『見在書目録』の域を出るものではない。しかし『字槐記抄』仁平元年（一一五一）九月二十四日条を見ると、「宋國商客劉文冲」との交渉を記して「書要書目録・賜文冲、此書之中若有所得、必可付李便進送」之旨、仰含了」と述べているが、その書目中の『詩』に関する部分には次のようにある。

釋註毛詩、詩義音辨、義疏、詩學、物性門類、草木魚蟲疏、草木魚蟲□、問答、異同詳、表隱、述義、會道、自得、釋義、纂義、詩諱。

このうちの多くは六朝、唐代迄の著作と判明するが、例えば「物性門類」は『宋史』「芸文志」に「毛詩名物性門類八卷」、「通志」「芸文略」に「毛詩物性門類八卷」、陳振孫の『直齋書錄解題』に「詩物性門類八卷」と著録され、陳氏は宋の陸佃の著作と推定する等、宋代の成書と思しい。又「詩學」は、『宋史』「芸文志」が「范處義詩學一卷」と著録する所の一書に当たるとすれば、これも宋代の著作と見做される。實際頼長がこれらの典籍を手にし得たか否かは別として、ここに宋槧本將來本格化の機運を認めることはできよう。只「詩序」を去る宋代新風「詩」学の移入に関心を絞って見ると、「字槐記抄」の書目にそれを見出すことは難しい。既に触れた宋代成立の両書にしても、その所説は今佚して伝わらず、これを窺い知ることはできないが、「詩学」に就て云えば、同じく范処義の撰にかかると想像され、「毛詩名物性門類」も字義の穿鑿をその主眼と

するのであれば「詩序」に異を立てるものとは考えにくいのである。「字槐記抄」の書目は、同記に「件目錄先年爲召^(イ)他宋人^(成佐書)之」とあるから、独り頼長の学識のみに拠るものではないが、大枠として旧注「詩」学の域に止まっております。既に登場していた新風「詩」学の摂取にはそれ程積極的でなかったと断ぜざるを得ない。「字槐記抄」に引く「詩義音辨」は、「通憲入道書目錄」第二櫃にも「詩義音辨五帖^(解本)」と誌されているが、他の著録、同名書の伝存を見ず、従つてその実態は測り難い。只その書名から冠称の「毛」字を去ることは宋代の新しい傾向であり、宋代の著作なることは想像される。とすれば宋槧本による宋代文献将来の事実を誌したことになる、頼長の企図が現実のものとなりつつあったことを示しているとも見られる。「通憲入道書目錄」は他に第二櫃に「釋注毛詩^(四卷)」、毛詩音義^(三卷)」と、又第四百四櫃に「毛詩上帙^(十号)、同下帙^(十号)」と誌しており、新渡宋槧本宋代文献を含みながら基本的に旧注「詩」学の域から脱しない情況は「字槐記抄」書目と同じである。但それが現実の蔵書として存したこともここに記しておく必要はあろう。ともあれ、本邦古代に於ける「詩」享受を概観すれば、その末期に宋代文献摂取が始まったとは云え、「詩序」「毛伝」を疑い、或は退ける方法を探る「詩」学は未だ行われていなかったものと推定される。

仁治二年(一二四一)宋より帰朝した聖一国師円爾弁弁は内外典を問わず数多くの典籍を将来したと云われ、その書目を「普門院経論章疏語録儒書等目錄」によつて窺うことができる。今このうちに「詩」に關係する典籍を索めると、陽の函に(イ)

(「纂圖互注」毛詩二册)、(ウ)「呂氏詩記五册」、雲の函に(イ)「毛詩句解三册」、(ニ)「毛詩三册」、菓の函に(イ)「毛詩註疏七册」の計五点を拾い出すことができる。(イ)は、「纂圖互注周易」「尚書」「禮記」「春秋」「周禮」と共に収蔵されており、所謂「纂圖互注本」の一であろう。現在台北の故宮博物院に宋槧本「纂圖互注毛詩」二十巻が収蔵されているが、これに同じとすれば、「毛伝」「鄭箋」の他に陸元朗(徳明)撰「經典釈文」と佚名氏による「互注」「春秋左氏伝」「礼記」等他経との連絡照応を示す)とを付刻したもので、「詩序」の示す解を敷衍していく方向にある注釈書と云える。(ウ)は後述す。(ニ)は如何なる注釈を伴つたものか判然としないが、「毛伝」に拠るものと思われる。(イ)は、当該の目錄中でも(イ)と(ニ)と筆蹟が異なる部分に属し必ずしも円爾の将来品と想定することはできないが、現在足利学校遺蹟図書館に宋槧本「付釈音毛詩註疏」二十巻が収蔵されており、これに同じとすれば、「毛伝」「鄭箋」に「經典釈文」と「毛詩正義」を合刻したもので、普門院では最も一般的な形の「注疏本」をも収蔵していたと見られる。(イ)(ニ)は孰れも唐代以前の「詩」学、若しくはその延長上にある注釈書であり、その意味では古代以来移入されてきた「詩」学と立場を異にするものではない。但、恐らくは宋槧本が将来されつつある現象の一端を示しているものとして注目に値する。(ウ)は呂祖謙撰「呂氏家塾説詩記」を指し、現在その原本が宮内庁書陵部に伝存する。該本は欠筆の状況やその字様から南宋孝宗朝(一一六三〜八九)建安刊本と推され、宋槧本の将来品としては早い実例に属す。同書の体裁は、「詩序」と経文を立てこれに「毛

伝』以下諸注を併引し、末尾に呂氏の案語を付載する形となっている。この体は呂祖謙が「詩序」に信を置く立場にあることに由来する。しかし一方で呂氏は諸注の中に歐陽修、朱熹等宋代諸家の注をも引用し、『毛伝』『鄭箋』を絶対視しない態度が示されている。ここに漸く宋代「詩」学の新風が本邦に齎される契機が認められるのである。(ハ)は、現在静嘉堂文庫に李公凱撰『新刊直音傍訓纂集東萊毛詩句解』二十卷の宋槧本が収蔵されており、これと同じとすれば、呂祖謙(東萊)の注を平易に説く内容であり、同書将来の価値は(ハ)の場合に準ずるものと考えられる。『普門院経論章疏語録儒書等目録』に著録された諸典籍が当代の学況を直接に反映するとは断定できないが、宋槧本の将来が宋学の新風を齎しつつある大勢を象徴していることは否めない事実であろう。『詩』学に就て見てもその素地が生まれつつあったことが認められる。しかし「詩序」そのものを退ける朱熹の「詩」学の移入は、この段階に至っても未だ顕然化して来ない。同目録が「四書」の朱熹注を種々著録しているのと比べて、『詩』を含む『五経』に対する朱子学派諸注の将来が一步を譲る状況にあつたことは注意されなくてはならないであろう。

この他の、本邦に伝存する宋元槧本「詩」注釈書の多くはその将来時期を特定することができない。朱熹の『詩集伝』系の典籍に限って云えば、鎌倉期以前の将来を示す材料は管見に入っていない。宋の輔広撰『詩童子問』二十卷は朱注を輔翼して成つた注釈書で、その元至正四年(一三四四)刊本が宮内庁書陵部に伝存するが、該本には文安四年(一四四七)の識語が加えら

れており、伝本から確認される朱注の将来としては早い実例に属す。又足利学校遺蹟図書館に伝存する元の許謙等撰『詩集伝音釈』二十卷の元至正十二年(一三五二)刊本や、尊経閣文庫に伝存する元の劉瑾撰『詩集伝通釈』二十卷の元至正十二年(一三五二)刊本にも室町期の書入が存すと云い、孰れも室町期以前の将来品と思しい。唐土に於ける朱子学の權威化に伴う元朝の朱注開離の余波が、本邦では室町期になってから本格的に及んできたものらしく、この鄒勢は次章以下に述べる具体的な朱注享受の事例とも時期として略合致する所で、室町期に於ける朱熹流「詩」学の一般化を準備したことを予測させるに足ると云い得よう。

二

応安八年(一三七五)二月二十七日、北朝は前年の後円融天皇即位に伴い年号を「永和」と改めた。^⑤『後深心院関白記』同日条に拠れば、この改元定に際して柳原忠光が「寛永」の年号案を勘進し、退けられたと云う。忠光が引いた「本文」は次の如きものであつた。

毛詩曰、考^レ槃在^レ澗、碩人之^レ寛、獨寐寤言、永^レ矢弗^レ諼。
註曰、碩大、寛廣、永長、矢誓也。(傍点稿者)

「考槃」は「詩」「衛風」に収める一篇で、その経文の「寛」「永」二字を採つて年号案としたものである。忠光は注を引いて「寛」が「廣」なること、「永」が「長」なることを意味すると云う訓詁を挙げ、「寛永」の含意をも同時に示している。忠光が拠り所とした「碩」「永」「矢」三字の訓詁は既に『鄭箋』

に示されたものであるが、「寛廣」の解は『毛伝』『鄭箋』『正義』に見えず、他の三字の解と連綿する形で朱熹の『詩集伝』に見える。この点を含めて、「寛永」案が退けられる経緯については『迎陽記』改元部類の同日条に記されており、次にこれを挙げて少しく検討を試みる。

寛永事モ有沙汰。毛詩考槃篇、刺莊公不能繼先公之業、使賢人退而窮處之文、尤不快面了。洞院中納言申云、今度勘文引來盡注被奏之。如彼之無刺分、正義又如然。只鄭玄注評判之。有不刺釋之上者、無子細歎。雖然別當不甘心難之。藤中納言雖爲勘進字、依有此難等頻述所存。朱注引文理珍敷様候。凡可然字難得之間、於朱入公者、近代名人隨而如御談義被講此注書之間、向後年號引文爲傍例。今度有存間勘進此注、陳謝之分存可然歎。但不能繼先行之業、文、於代始殊不快、朱注初度引文又不甘心者了。

傍線部(ハ)は「考槃」篇の「詩序」を引くもので、同篇の主意を、衛の莊公が父武公の業を継がず賢人を退けて窮乏せしめた事を刺ると定めている。傍線部(ハ)にある如く、これが代始の改元には不適當として「寛永」案が退けられる一つの要因となった。注目すべきは、勘者忠光が陳ずるに「朱注引文」を以てしたところである。このことは単に忠光が朱注を引いて勘文を認めたことを指すのみでなく、「考槃」篇に対する朱熹の解そのものに関わる。『詩集伝』は一篇を解して次の如くに述べている。

詩人美賢者隱處澗谷之間、而碩大寛廣、無威威之意、

雖「獨寐而寤言」、猶自誓其不忘此樂也。

先述の如く、『詩集伝』が示す「碩大、寛廣、永長、矢誓、諶忘也」の訓詁の一部は既に『鄭箋』の説く所であった。しかし朱熹はこの訓詁を用い乍ら、一篇を、賢者を美むる詩に読み替えている。忠光はこの解に拠つて「寛永」案を勘進したのであり、だからこそ経文の傍に「註曰」以下を引いてそれを明示したのであろう。洞院公定が「今度勘文引來盡注被奏之」と述べたのは、この間の消息を踏まえた云い方と見られる。但「正義又如然」とするのは、『毛詩正義』が「詩序」を敷衍して

作「考槃詩」者、刺「莊公」也。刺「其不能繼其先君武公之業」、修「德任」賢。乃使「賢者退而終處於澗阿」、故刺之。

とすることから、公定に誤解があるようにも思われるが、『鄭箋』の如く「寛然有虚乏之色」として「寛」字に大人の窮状の意を見出し、経文から直接に莊公の失政を読み取ろうとする解を「正義」は採つておらず、公定が「只鄭玄注評判之」と云う意味は理解できる。公定は「寛」字の訓詁そのものを拠り所として「寛永」案を支持する立場にあったのである。一方、忠光が朱注を以て勘進した背景に傍線部(ハ)の如き判断があったことも重要である。確かに『花園天皇宸記』には朱熹撰「論語集註」を用いた談義等が散見せられ、禪林に於ても『四書』の解に就ては『四書集註』に拠ると云う都勢が動かし難いものとなっていた。『詩集伝』を用いた談義が実際に行われた否かは別として、この『迎陽記』の記述は、『詩』字に就ても朱注が

問題とされ、それが一般化しつつある様相の一端が図らずも顕現したものと見られる。但、忠光自身が朱注に拠るべきを強く主張することによってその学識を明確にするものではないから、新年号治定の過程に於ては旧注の解と新註の解とが齟齬を来す原因に迄議論が及ぶことはない。つまり別解を容認するか否かの判断は經学上の立場から下されているのではないし、『迎陽記』の「朱注初度引文不_レ甘心_レ者」と云う記述には、朱注採用に對する反作用の力も働いていたことが見える。従つてこの事例から朱熹流『詩』学の浸透を云うことには、猶躊躇せざるを得ない一面が遺る。

不二和尚岐陽方秀が著した『碧巖録』に對する注釈書の『碧巖録不二抄』(以下「不二抄」と略称す)にも又『詩集伝』の援用が見られる。『碧巖録』第六十二則の雲寶重頭の頌に、次の如くある。

看看。古岸何人把_二釣竿_一。雲冉冉、水漫漫。明月蘆花君自看。

「釣竿」は禪家が後学を導く為の手段を云い、「明月蘆花」は、共に白い物、相映じて自体の差別が消え去つた状況を云う。とすれば、「雲冉冉、水漫漫」は模糊たる同質性を表徴する語と解き得よう。円悟克勤は「水漫漫」の句に著語を下して次のように云う。

左_レ之右_レ之、前遮後擁。

『不二抄』はこの円悟の著語を更に注解して次のように述べている。

(イ) 雅、裳裳者華云、左_レ之左_レ之、君子宜_レ之。右_レ之右_レ之、

君子有_レ之。維其有_レ之、是以似_レ之。

(ロ) 朱曰、此天子美_二諸侯_一之辭也。蓋以答_二瞻彼洛矣_一也。

(イ) 言其才全德備、以左_レ之則無_レ所_レ不宜_レ、以右_レ之則無_レ所_レ不_レ有_レ、維其有_レ之於内、是以形_レ之於外_レ者、無_レ不_レ似_レ其所_レ有_レ也。

(ニ) 不二曰、如今只謂_二把_二竿_一之人、左右有_二冉冉之雲、漫漫之水_一耳。不_レ必如_二乎詩注_一。

(改行稿者)

(イ)は『詩』「小雅、甫田之什(『詩集伝』では北山之什)、裳裳者華」篇の經文中の一章であり、(ロ)は「裳裳者華」篇全体に對する『詩集伝』の解、(イ)は(イ)の章に對する『詩集伝』の注である。(ロ)中の「瞻彼洛矣」も『詩』の一篇で、『詩集伝』はこれを「諸侯美_二天子_一」と解す。「裳裳者華」はこれと對で、各章「天子美_二諸侯_一」むるものと説かれる。従つて(イ)の章は、秀れた諸侯を左右に置けば宜しく又事足りて、諸侯の内実が優れていれば外威もこれに似る、の意と解される。この脈絡で云えば「左之」「右之」は併せて囲まれていることを意味する語となる。この解は先述した雲寶の頌に下された著語の解としても適合するものと認められる。岐陽が(ニ)を付言するのは当該の語が「詩」を典拠とするものではないことを明示する為であり、逆に云えば、『不二抄』が語義を取り出す為に「詩」とその注を援用していることは明らかである。「詩」篇から正しく語義を取り出す為には注釈者の『詩』觀に照らしてその注釈を読み解いて行く必要があり、『不二抄』が「左之右之」の語釈に直接関わらない(ロ)を引くのはこの点に對する配慮と見られる。

実際に旧注の「裳裳者華」篇の解は、「詩序」が

刺幽王也。古之仕者世祿、小人在位則讒諂並進、棄賢者之類、絶功臣之世焉。

と規定する所から敷衍する為に、「左之」以下の各句に就て

「毛伝」は

左陽道、朝祀之事。右陰道、喪戎之事。

として臣下の職掌を指すものと云い、「似」字を「嗣也」と解し、古の明王の時に各の職掌に従つて大功あつた賢臣達の業を繼承する子孫を幽王が退け、詩人はこれを嘆き刺ると注釈を加えている。新旧兩注の「左之」「右之」解は全く別であり、その根源は一篇の解自体の相違にある。旧注に於ては「詩序」が先行して各句解がこれに従属する構造が見られ、新註は新註で朱熹の『詩』観、或はその背後に抱いていた哲学との整合を目指して解釈を加えているのだから、引用者が語義を取り出す為には少なくとも拠り所とした解釈者とその『詩』篇全体の脈絡に注意を払わなければならぬであろう。『不二抄』の『詩集伝』援用の在り方はそう云つた面で整理が成されていたと評価することができる。

先に述べた永和度改元の記録に見える『詩』篇解釈の在り方は、形骸化した典拠採扱に際する、云わば場当たりのな性格が伴い、そこに經学上の嚴密さが要請されていたわけではない。

『不二抄』の主眼は、儒仏の差こそあれ、聖典の解釈に置かれており、その真摯な注釈への取り組みとは自ら逕庭があつて然るべきであろう。本章に挙げた二つの事例の間にはそうした背景の差がある。しかし朱熹『詩』学の浸透という観点からすれ

ば、岐陽の如き学匠が輩出して初めて漸進し來つたものと思われる。本邦中世に於ける『詩』学の展開の中でもやはり禪林の經学が与つて力あつたものと見て、恐らくは正鶴を失わないであろう。

三

『詩』篇の解釈方法に就き新旧兩注の際立つた相違が見られる点として、「詩序」の扱ひの他に、所謂「六義」の立て方が挙げられる。今特に「賦比興」の三者に就てこれを見れば、『詩』「大序」の「一曰風、二曰賦、三曰比、四曰興、五曰雅、六曰頌」に対する『毛詩正義』の疏述には次のようにある。

賦云鋪陳今之政教善惡、其言通正變、兼美刺也。

比云見今之失、取比類以言之、謂刺詩之比也。

興云見今之美、取善事以勸之、謂美詩之興也。

(改行稿者)

これに対して『詩集伝』は「周南、葛覃」の「葛之覃兮、施于中谷、維葉萋萋。黃鳥于飛、集于灌木、其鳴喈喈」の章を「賦也」として

賦者敷陳其事、而直言之者也。

と云い、「周南、螽斯」の「螽斯羽、詵詵兮、宜爾子孫、振振兮」の章を「比也」として

比者以彼物比此物也。

と云い、「關關雎鳩、在河之洲。窈窕淑女、君子好逑」の章を「興也」として

興者先言他物、以引起所詠之詞也。

と云う。『毛詩正義』の解では美刺の主題が先ずあって、これを誦う為の手法として「賦比興」が立てられる。『詩集伝』の解では、修辭法そのもの問題として「賦比興」を立てる。従つて「葛覃」の如き、『毛伝』は「詩序」に「可_レ以_レ歸_レ安父母、化_レ天下_レ以_レ婦道_レ」とあるに拠つて各章を后妃德行の譬喩と捉えて初章は「興」とするが、『詩集伝』はその叙法に従つて「賦」と立て、そこから『詩』篇全体の解を導くべき筋合のものとして機能させようとしている。本邦室町期の鴻儒とされる一条兼良は、その著作『四書童子訓』で「大学」「伝三章」に引く「詩」「衛風、淇奥」篇を注釈する中に「賦比興」の別を説いて次の如く述べている。

詩ヲ作_レ二賦比興トテ三ノ體アリ。其事ヲアリノマ、ニ云ハ賦ノ體ト云。花ヲ雲ニ比シ、月ヲ冰ニタトヘ、恩ヲ天地ニ比シ、澤ヲ雨露ニナラフル類ハ比ノ體也。今此淇奥ノ詩ノ如ク、策竹猗猗タリト云テ其詞ニ付テ君子學問ノ進ムスカタラ云ヤウナル體ヲハ興ノ詩ト云也。興ハ詞ヲ引ヲコス心也。賦ト比トヲ兼タルカ興ニテアル也。是モ本注、新注ノ心カハレリ。本注ノ興ト云ハ新注ノ比ナリ。新注ノ興ハ本注ノ比ナリ。其事ハ詩ヲ注セントキニ委クシルスヘシ。

既に見たように、「賦比興」に関する新旧両注の対応は兼良の云う程に短絡的なものではない。しかし兼良の説く新註の「賦比興」は朱熹の説を概ね正しく敷衍したものと見られ、兼良が朱熹の「詩」学に一定の理解を示していたことが知られる。但これは「大学」と云う、新註で立てる経籍を対象とした注釈中の詞であり、兼良の「詩」享受の様相を知る上からは猶他の

著作の検討を要する。

『日本書紀』神代卷の所謂「天孫降臨」の段に、「葦原中國」に就て次のように云う。

然彼地多有_レ螢火光神及蠅聲邪神、復有_レ草木成能言語。故高皇產靈尊召_レ集八十諸神、而問之曰、吾欲_レ令_レ撥_レ平葦原中國之邪鬼。當遣_レ誰者宜也。(下略)

この中の「蠅聲邪神」に就て、兼良は『日本書紀纂疏』(以下「纂疏」と略称す)で次のように注釈している。

舊説云、邪魅衆多、如_レ夏月蒼蠅也。今按_レ詩、曰、營營青蠅、止_レ于棘。讒人罔_レ極、交_レ亂四國。説者謂、青蠅汗穢能變_レ白黑。王好_レ聽_レ讒言、故以_レ青蠅飛聲_レ比_レ之。今邪氣害_レ物如_レ蠅腳汗_レ素帛。又_レ營營往來飛聲、亂_レ人聽也。

傍線部(イ)は「詩」「小雅、青蠅」中の一章、傍線部(ハ)は同篇に對して「詩集伝」がその成詩の所以を説いた次の注釈に見える。詩人以_レ王好_レ聽_レ讒言故、以_レ青蠅飛聲_レ比_レ之、而戒_レ王以_レ勿_レ聽。

傍線部(ロ)は同篇の「營營青蠅、止_レ于棘。豈弟君子、無_レ信讒言」の章に對する「詩集伝」の次の注釈中に見える。

比也。營營往來飛聲、亂_レ人聽也。青蠅汗穢能變_レ白黑。(下略)

『纂疏』は王権を害する「蠅聲邪神」を説くに「詩」の譬喩を以てし、その注解を利用して『日本書紀』をも解く。「舊説」が単に「衆多」の貌とするのに對し、蠅の属性として「飛聲」を引き得て、より細密に照応を示している。『詩集伝』では

「往來飛聲」の解は「營營」の語に与えられたものだが、「毛伝」はこの語を只「往來貌」とするのみである。「營」字に音声の意の訓詁を汲むことは既に『經典釈文』に「營如字、説文作營、云小聲也」と見え、又歐陽修の『詩本義』に「營營然往來飛聲、可_レ以亂人之聽」ともある。歐陽説は「呂氏家塾説詩記」にも引かれ、『詩集伝』の所説もこれに拠ると見られるが、兼良は『詩集伝』の参照によつて唐宋間の注釈の進展をその注釈中に取り込み得た。更に訓詁ばかりでなく『詩集伝』が「青蠅」篇から読み取つた注意をも踏まえようとすることは傍線部(イ)の引用に見え、その意味では前章で触れた「不二抄」の引用の在り方と同様である。『纂疏』は又『日本書紀』神代卷の所謂「海宮遷幸」の段の「一書」中に

是後豐玉姬果如_レ其言來至、謂_レ火火出見尊曰、妾今夜當_レ産。請勿_レ臨_レ之。火火出見尊不_レ聽、猶以_レ櫛燃_レ火視_レ之。時豐玉姬化爲_レ八尋大熊罥、匍匐透地。

とある文章のうち、「大熊罥」の語に注釈を加えて次のように述べている

罥加熊字、則魚色如_レ玄熊也。又罥生百卵、子孫衆多之祥。詩曰、維熊維罥、男子之祥。蓋_レ熊罥陽物、在_レ山疆力壯毅、故爲_レ男子之祥。豐玉姬臨_レ産期化_レ熊罥、在_レ由哉。

傍線部(イ)は「詩」「小雅、斯干」中の句で、傍線部(ロ)はこれに對する『詩集伝』の注釈を反映するものと思われる。『詩』では夢占に於て熊罥を男子出生の証とすることを云い、注はその理由を明かす。朱注は『鄭箋』に「熊罥在山、陽之祥也」とあ

るのを受けて「疆力壯毅」と補つており、これを以て『纂疏』は火火出見尊の子、産波激武鸕鷀草葺不合尊(神武の父)の属性をも暗示する。『詩集伝』は、上述の「賦比興」説にも見られた如く、「詩序」の枠を外して経文自体の解釈に重点を置き、先行の訓詁に基づき乍ら経文の表徴性を汲み出すことに意を用いている。『纂疏』は詞の台致を契機として朱熹の方法を借り、譬喩的に『日本書紀』の解を説こうとしており、単なる訓詁の解説や典拠の指摘ではなく、経文の解釈方法自体を導き入れているのである。このことは『詩集伝』を対象としてののみ顕れる現象ではないが、兼良が朱熹の『詩』学を構造的に享受していた痕跡と受けとめることができる。

しかし兼良の『詩』享受は一に新註を用いるものではない。『令』『賦役令』に課役の免除対象を規定して次のように云う。凡_レ孝子、順孫、義夫、節婦、志行聞_レ於國郡者、申_レ太政官。奏聞表_レ其門閭、同籍悉免_レ課役。有_レ精誠通感者、別加_レ優賞。

この中の「節婦」の語に就て『令義解』は次のように注釈する。衛共姜、楚白姬之類、節婦也。

更にこの中の「衛共姜」に就き、『令抄』は次のように、その典拠を示す。

毛詩柏舟詩云、柏舟、共姜自誓也。衛世子共伯早死、其妻守_レ義。父母欲_レ奪而嫁_レ之、誓而弗_レ許。故作_レ是詩以絶_レ之也。

これは『毛詩』『邶風、柏舟』の「詩序」を引くものである。『詩集伝』は同篇に就き、「母也天只、不諒人只」の句がある

ことから

不_レ及_レ父者、疑時獨母在、或非_レ父意耳。

として、「詩序」が「父母」とするを採らない。「令抄」が「毛詩」とすることからも、ここでは一に旧注に拠ると見てよい。「柏舟」の引用は既に『令集解』に

毛詩曰、衛恭伯早孔死、其妻守_レ義不_レ嫁。父母欲_レ奪而

嫁_レ之、誓而不_レ許。遂作_レ柏舟之詩、以見_レ其志。

と見えるが、「令抄」の形の方が現行「詩序」とよく合致しており、「令集解」の提撕を受けるものではあるが、しかし『令抄』は『詩』の旧注が『令』の解釈過程に介入することを容認する。又『日本書紀』神代卷の「天孫降臨」の段に「高千穗峯」に降った瓊瓊杵尊の行状を述べて

而_レ簪_レ之空國自_レ頓丘_レ覓_レ國行去。

とする中の「頓丘」の語に就き、『纂疏』は

毛詩曰、丘一成爲_レ頓丘。言_レ小山也。

と注釈する。傍線部は「詩」「衛風、氓」中の「送_レ子涉_レ淇、至于_レ頓丘」の句に対する「毛伝」の注語を引くものである。

同句に就き「詩集伝」は「淇」即ち淇水との対応から「頓丘地名」と注釈しているから、「頓丘」を「小山」と一般的に釈える『纂疏』の注釈は、形の上からも訓詁の内容からも、一に旧注を拠り所とするものであった。但_レここでも既に『積日本紀』が「毛伝」を引いて

毛詩_傳曰、丘一成爲_レ頓丘。兼_レ方案_レ之、頓_レハ早也。早ハ

嶮也。言_レ嶮岡也。

としており、『纂疏』は『積日本紀』或は同系の注釈書を参照

したものと思しい。兼良は先行注釈書の提撕に拠って旧注をも用い、典拠の指摘や訓詁の考証と云った部分では旧注のそれを許容している。更に『花鳥余情』では、『源氏物語』「雲隱」巻に就き、次のように注釈する。

抑卷の名はかりありて詞をみぬ事は、天台の四教の法門を例に引たれと、なを物とをき心ちし侍り。俗書をもていは、

毛詩の小雅の中に南陔、白華、_二黍、由庚、崇丘、由儀の六篇の名のみありて詩の詞はなし。これは逸詩といひて、もとは詞ありしかうせたるなり。これにより東廣微といひし人詩をつくり入て補言の詩と名付、文選の第十の巻にのせたり。朱晦庵は笙の詩といひて、樂曲の名なればそのこととはもとよりあるへからさると尺し侍り。いかさま篇の名のみありて詞なき事は、雲かくれの名のみありてそのことはなきとおなしかるへし。

注釈中に引く『詩』小雅、南陔以下六篇は、『毛伝』に「有其義而亡_レ其辭」とされ、『鄭箋』は

遭_レ戰國及秦之世_二而亡_レ之。其義則與_レ衆篇之義_一合編故存。

至_レ毛公爲_レ詁訓傳、乃分_レ衆篇之義_一各置_レ於其篇端云、又闕_レ其亡者。以_レ見_レ在爲_レ數故、推_レ改什首_一遂通耳。而下非_レ孔子之舊。

と述べてこの間の事情に触れているが、『毛伝』の作為を指摘するものの、その詞の失われたことに就ては『毛伝』に異を唱えるものではない。これに対して『詩集伝』は「華黍」の注に、『儀礼』「郷飲酒礼」に「工歌鹿鳴、四牡、皇皇者華」と、又「笙入堂下、磬南北面立、樂南陔、白華、華黍」と、又

「燕礼」に「卒筮入立于縣中、奏南陔、白華、華黍」とあるを引いて

南陔以下今無。以考其名篇之義、然曰筮、曰樂、曰奏而不言歌。則有聲而無詞明矣。

と述べ、「毛伝」が「亡其辭」とする立場を採らない。「花鳥余情」はこの新旧両注の対立点に関して注意を喚起しているのである。「花鳥余情」は別に「そのこと葉あらは六條院の昇遐をのすへきによりて雲かくれとはなつて侍り」とも述べているから、「詩集伝」の如く本来その篇目だけが存した別の理由を立てることはせず、あり得べき本文を仮想する立場にあり、その意味で本文を欠く「詩」篇に就て旧注が採る立場に合致している。従つて兼良は自ら旧注の「詩」学にも通じ、これを享受していたことは認められなくてはならないであろう。

しかし前段に挙げた「花鳥余情」の例から又別の意味を汲むことも可能である。まず兼良は新旧両注の立場の相違に意を用い、截然と弁別していたと思しいという点が挙げられる。兼良が「詩」篇若しくはその注を引く場合、或は「詩」と称し、或は「毛詩」と記しているが、両者は概ね新註に拠つて引く場合と旧注の場合とで分かれており、このことは朱熹が「毛」字を去り「詩経」と呼称したことと正しく照応しているように思われる。とすれば「詩」字の内容に就ても弁別が成されていたはずであり、「花鳥余情」の例にもその意識が認められるであろう。更に云えば、朱注を引くことは「雲隠」を「逸詩」に擬えて解く自説にとつて益なく、寧ろ自説に限定を与える結果となっているが、それでも朱注に触れて置こうとする兼良の態度には、

新興「詩」学の成果としての「詩集伝」に一定の権威を認め、その所説に注意を払つていたとも見ることが出来る。兼良が「詩」篇の解釈に就て「詩集伝」を一つの拠り所とし、その「詩」学に深い理解のあつたことは既述の引用例と併せて明らかであろう。一方では先学の引文を継承する場合も含めて旧注の「詩」学にも理解を示すが、新註との恣意的な混用を避ける点で所謂折衷の学とは趣きを異にし、どちらかと云えば新註への依拠に積極的である。「詩序」の枠を外して経文の辞句自体から一篇の解を導く朱熹の方法に学び、これを自らの注釈対象にも譬喩的に適用した点に、訓詁の考証に止まらない兼良の「詩」享受の新味があつたのである。

以上、本邦中世に於ける「詩」学の動向、就中南北朝以降の新註享受に意を用いてその点描を試みた。管見の範囲では中世を通じて旧注の影響力が依然強く、新註だけを拠り所とする「詩」学の盛行を確認することはできない。その中で直接の影響関係が予想される岐陽方秀と一条兼良の「詩集伝」享受には、新註「詩」学理解の深まりが窺われ、全体としては室町期を通じて次第にその価値が認められていったものと思われる。その背景には元朝に於ける朱子学の権威化、それに伴つて相次いだ新註に拠る経籍の開離と云う現象があつたと予想され、このことは現存の経籍諸伝本の将伝来状況からも略看取されるのである。既に芳賀幸四郎氏は、『実隆公記』中に「毛詩新注本」「毛詩大全」の書名が見え、又清原宣賢の「毛詩抄」が旧注を主に置き乍ら朱熹撰「詩集伝」、呂祖謙撰「呂氏家塾説詩記」、嚴粲撰「詩緝」、劉瑾撰「詩集伝通釈」、永樂勅撰「詩経大全」等の

所説を折衷しており、その「詩」字を景周麟から得た可能性のあることを指摘しておられるが、本稿に述べた諸例、特に岐陽と兼良の先蹤は、これら室町後期の鄒勢に接属して行くと思ふべき事例として注目される。但、清家流の、折衷を宗とする經学とは趣きを異にし、そこに或る種の屈折も予想される。その間の消息に関する考証に就ては他稿に期するものである。

注

- (1) 「史記」「孔子世家」に「古者詩三千餘篇、及至孔子、去其重、取可レ施於禮義。(中略)三百五篇」とあるが、孔穎達は「毛詩正義」で「毛詩譜序」に「故孔子録懿王夷王時詩」とあるを疏述して「如史記之言、則孔子之前詩篇多矣。案書傳所引之詩、見在者多、亡逸者少。則孔子所録不_レ容十分去_レ九。馬遷言古詩三千餘篇、未_レ可_レ信也」と云う等、現行の形を孔子が定めたとする考へには疑問が多い。
- (2) 足利学校遺蹟図書館蔵南宋紹熙三年(一一九二)兩浙東路茶塩司刊「礼記正義」黃唐跋に「六經疏義自_二京監蜀本_一皆省正文及注」、又篇章散亂、覽者病焉。本司舊刊易書周禮正經注疏、萃_二見一書_一便於披釋、它經獨闕。紹熙辛亥仲冬、備員司庾遂取_二毛詩禮記疏義_一、如_二前三經_一編彙、精加_二釀正_一用_二錢_一語木」とあって唐代迄の諸注釈を合刻して便覧に供する動きが窺われる。「毛詩」に就ては兩浙東路茶塩司刊本の伝存を見ないが、「九經三伝沿革例」に「建本有音釋注疏」と誌された、同じく足利学校遺蹟図書館蔵(南宋紹熙嘉定間)建安劉叔剛一經堂刊「付_二釈音毛詩注疏_一」は経文の他「毛伝」「鄭箋」「正義」と陸元朗(德明)撰「經典積文」の釈音を合刻したものである。
- (3) 歐陽修に「詩本義」、蘇轍には「詩解集伝」の著作がある。
- (4) 吉川弘文館刊「增補国史大系 令義解」に拠る。

- (5) 宮内庁書陵部蔵(平安末期)写本に拠り、覺字符号は適宜開いて示した。
- (6) 新見寛氏「陸善経の事蹟に就いて」「支那学」九卷一号、昭和二年)が伝える如く、陸氏は唐開元天宝年間頃集賢院にあった。小槻家旧蔵国立故宮博物院蔵(平安末期)写「蒙求」に付載された天宝五年(七四六)の李良(上蒙)「求表」に「令_二國子司業陸善経爲_レ表_一、表_レ行」とある(佐藤道生氏の教示に依る)。
- (7) 「毛詩正義」に就ては天理図書館蔵(奈良)写本等によつて更に古く得来されていたことが知られる。
- (8) 臨川書店刊「補史料大成 台記三」に拠る。
- (9) 「釈注毛詩」「毛詩草木魚虫疏」「毛詩義疏」「毛詩異同評」「毛詩表隱」「毛詩述義」「毛詩釈義」「詩緯」は「隋書」「經籍志」以下に見ゆ。「毛詩纂義」は「新唐書」「芸文志」以下に見ゆ。「草木魚蟲」「問答」は「日本国見在書目録」に「毛詩義疏十四卷」問答とあるものか、不明。「詩義音辨」は「通憲入道書目録」に見ゆ、本文及び注15参照。「物性門類」は「通志」「芸文略」以下に見ゆ、本文参照。「詩學」は本文及び注11参照。「會道」「自得」は著録を見ず、不明。
- (10) 「直齋書錄解題」に「今攷_レ之、蓋陸農師所作埤堯也」とある。
- (11) 或は「四庫圖書目」「通志」「芸文略」以下に見える「毛鄭詩学」か。これも旧注に拠る北宋代の成書と思われる。
- (12) 「詩補伝」「自序」に「其不通者、輒欲_二廢_一序以就_二己說_一、學者病_レ之。補傳之作、以_二詩序_一爲_レ據、兼取_二諸家之長_一」とある。
- (13) 「字槐記抄」の書目に就ては棚橋光男氏「転形期の王権」後日河論序説(青木書店刊「講座前近代の天皇」天皇権力の構造と展開その1)、平成四年)一一三〇五頁に言及があり、頼長が漢唐訓詁学の超克を目指していたこととされるが、「詩」字に限定して見ると寧ろ宋代の新風を拒絶する例に見える。
- (14) 伏見宮旧蔵宮内庁書陵部蔵(鎌倉末期)写本に拠る。

- (15) 『群書類従』所収『通憲入道藏書目録』は「許義音辨」に作る。「詩」の本文が正しいことは高橋伸幸氏「大東急記通憲入道藏書目録について(上)―群書類従本との対校―」(『かがみ』第一〇号、昭和四〇年)、同論文所収長澤規矩也氏付記にも指摘があるが、「宇槐記抄」「要書目録」によって明らかである。
- (16) 『宋史』「芸文志」に彭汝礪撰「詩義」二十卷、王安石撰「新經毛詩義」二十卷(「直齋書錄解題」は「新經詩義三十卷」とす)、舒王撰「詩義外伝」十二卷、趙仲銳撰「詩義」三卷、茅知至撰「周詩義」二十卷、鄭庠撰「詩古音弁」一卷(「文獻通考」「経籍考」は二卷とす)等類似の書名が多く見出される。
- (17) 今枝愛真氏「普門院藏書目録」と「元享釈書」最古の写本―大道一以の筆蹟をめぐって―(『田山方南華甲記念論文集』、昭和三十六年、田山方南華甲記念会刊)所収、東福寺藏(鎌倉末期)写本景印に拠る。
- (18) 京都市藏(南宋紹熙年間)(建安)宗氏刊「纂函互注尚書」は東福寺普門院の旧藏にかかり、「普門院経論章疏語録儒書等目録」に「纂函互注」尚書」と著録する原本と思しい。その他静嘉堂文庫に(南宋末)(建安)刊「纂函互注周礼」、(南宋)(建安)刊「纂函互注礼記」あり。孰れも本文中に述べる故宮博物院藏宋刊「纂函互注毛詩」の体裁に同じく、旧注の学を敷衍する内容を有している。
- (19) 阿部隆一氏「增中国訪書志」(昭和五十八年、汲古書院刊)の解題、「増中国訪書志」(民国六十六年、国立故宮博物院刊)の解題、書影に拠って叙述した。
- (20) 注17今枝氏論文四六二頁等参照。
- (21) 注2、又阿部隆一氏「日本国見在宋元版志経部」(『斯道文庫論集』第一八輯、昭和五十六年、後「阿部隆一遺稿集 第一卷」(平成五年、汲古書院刊)所収)参照。本書には昭和四十九年汲古書院刊行の景印本がある。
- (22) 芳賀幸四郎氏「中世禅林の学問および文学に関する研究」(昭和三十一年、日本学術振興会刊)九四頁に指摘がある。
- (23) 『碩本楼藏書志』卷五、「儀願堂題跋」卷一、「静嘉堂文庫宋元版図録」(平成四年、汲古書院刊)、注21阿部氏論文参照。
- (24) 陽の函に「論語精義三冊、孟子精義三冊」、雲の函に「晦庵先生集注孟子三冊」「晦庵大學二冊」「晦庵中庸或問七冊、同大學或問三冊」等とある。
- (25) 注21阿部氏論文参照。又「詩集伝通釈」は清原宣賢撰「毛詩抄」所引。
- (26) 思文閣出版刊「陽明叢書記録文庫」後深心院関白記」所収、陽明文庫藏自筆本景印に拠る。
- (27) 芳賀幸四郎氏「東山文化の研究」(昭和二〇年、河出書房刊)三〇六頁に「後法興院政家記」を挙げて延徳、文龜、永正度の「寛永」案勘進を指摘されるが、永和改元の際が初度に当たる。
- (28) 柳原家旧藏宮内庁書陵部藏(江戸後期)写本に拠る。
- (29) 台湾芸文印書館刊「詩集伝」所収、静嘉堂文庫藏(南宋嘉定紹熙間)刊本景印に拠る。
- (30) 「四書集註」等と称する如く、朱熹は自らの注釈に「註」字を宛てた。
- (31) 注21指摘の景印本に拠る。
- (32) 正中元年十二月晦日条に「論語^{自一至}論語皇侃邢昺等疏并精義、朱氏竹隱注等、同自一至二抄出了」とある。
- (33) 義堂周信の『空華日用工夫略集』永徳元年十二月二日条に「君問 孟子書中疑處。孟子聖人百世師、柳下惠等事。余引 孟子倪氏集註・詳説レ之」と、「四書集註」を疏述した元の倪士毅撰「四書輯集成」を用いる等。
- (34) 「新修大蔵經第四十八巻諸宗部五」所収「仏果円悟禪師碧巖録」に拠る。
- (35) 慶応義塾図書館藏慶安三年京兒島庄右衛門刊「碧巖録鈔」に拠る。
- (36) 注22芳賀氏著書九七項に景徐周麟の「詩」字が新註に拠るものと推測が示されている。
- (37) 京都大学図書館清家文庫藏(室町後期)写本に拠る。

- (38) 吉川弘文館刊『增訂国史大系 日本書紀』に拠る。
- (39) 八木書店刊『大正理善本叢書27』所収、天理図書館蔵永正七年清原宣賢写本景印に拠る。
- (40) 但『纂疏』が『説者謂』として朱注に拠ることを明示しない点に、當時の『詩集伝』一般化の度合が表れているようにも思われる。
- (41) 拙稿「室町時代に於ける『事文類聚』享受の位相」(『和漢比較文学』第一号、平成五年七月)六三頁参照。
- (42) 統群書類従完成会刊『群書類従 第六輯』に拠る。
- (43) 吉川弘文館刊『新訂国史大系 令集解』に拠る。
- (44) 吉川弘文館刊『増訂国史大系 釈日本紀』に拠る。
- (45) 訓話の原拠不明。或は「とみに」と訓話する故か。
- (46) 久保田収氏『中世神道の研究』(昭和三四年、臨川書店刊)は『纂疏』が『釈日本紀』の影響下にあることを指摘されるが、中村啓信氏「日本書紀纂疏と釈日本紀」(『神道大系』月報50、昭和六〇年)の如く、直接の影響関係を疑う考えもある。
- (47) 桜楓社刊『源氏物語古注集成1花鳥余情』に拠り、字体を私に改めた。
- (48) 当該説は『紫明抄』『河海抄』に見えているもの。
- (49) 台湾芸文印書館刊『十三経注疏4儀礼』所収、清嘉慶二〇年江西南昌府学刊『重榮宋本』儀礼(注)疏(付校勘記)景印に拠った。
- (50) 注41拙稿六四頁参照。
- (51) 『新元史』「儒林伝序」に「延祐開科遂以朱子之書爲取士之規程…終三元之世莫之改易焉。是故元之儒者服膺朱子之學、篤信謹守」等とある。
- (52) 拙稿「四書童子訓」の経字とその淵源」(『中世文学』第三九号、平成六年六月)一一七・一三〇頁参照。
- (53) 注27芳賀氏著書三〇三頁、又注15芳賀氏著書九七頁参照。

(すみよし ともひこ)